

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会介護分野就職支援金貸付運営要領

(令和3年10月19日制定)

改正 令和6年3月7日
令和7年3月28日

介護分野就職支援金（以下「就職支援金」という。）の貸付けについては、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会介護分野就職支援金貸付規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、次に定めるものとする。

（貸付対象者、貸付額及び貸付回数）

第1条 貸付対象者、貸付額及び貸付回数は次のとおりとする。

（1）貸付対象者は、次の各号に掲げる基準の全てを満たす者とする。

ア 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修以上の研修を修了した者（「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」（平成30年2月1日厚生労働省発社援0201第2号厚生労働事務次官通知）の第6における「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」及び第7における「障害福祉分野就職支援金貸付事業」により貸し付けを受けたことがある者を除く。）

なお、当該研修は公的職業訓練機関が行っているものに限らず、地方公共団体、民間企業等が行っているものも含むものとする

イ 居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所に介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）として就労した者若しくは就労を予定している者

ウ 規程第3条第2項第3号に規定する介護分野就職支援金利用計画書（以下単に「就職支援金利用計画書」という。）を提出した者

（2）貸付額は、介護職員等として、就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものとして、200,000円と貸付対象者が社会福祉法人千葉県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出した就職支援金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とし、就職支援金利用計画書により使途を確認した上で支給する。また、本事業は、前号のアに掲げる研修を修了した後、前号のイに掲げる事業所に就職する際に必要となる経費に充当するために貸し付けることを念頭に置いているが、就職と同時に研修を受講する場合

も想定されるため、このような場合においては、研修修了後に研修修了証を提出することを要件に、研修修了前に就職支援金を貸し付けることもできるものとする。なお、この場合、第5条第1項の「介護職員等として就労した日」を、「研修を修了した日」に読み替える。

ア 子どもの預け先を探す際の活動費

イ 介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費

ウ 介護職員等として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費

エ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用

オ 通勤用の自転車又はバイクの購入費

カ その他、会長が就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

(3) 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

(貸付方法及び利子)

第2条 貸付方法及び利子は次のとおりとする。

(1) 本事業における貸付けは、会長と貸付対象者との契約により行うものとする。

(2) 利子は無利子とする。

(連帯保証人)

第3条 連帯保証人は、就職支援金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付契約の解除)

第4条 貸付契約の解除については次のとおりとする。

(1) 借受人が貸付事業の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至ったときは、貸付けの決定を取り消すものとする。この場合において、会長は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から貸付けを行わないものとする。

(2) 会長は、借受人が正当な理由がなく、会長が定める届出、報告等を提出しないときは、貸付けを一時保留することができる。

(返還)

第4条の2 規程第13条の「会長が定める期間」については、12月とする。

(返還の債務の当然免除)

第5条 返還の債務の当然免除については次の(1)又は(2)に掲げる事由に該当したときとする。

(1) 規程第3条第2項第2号の介護職員等として就労した日から、県内において、2年の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき

(2) 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事故により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等の業務に継続して従事することができなくなつたとき

2 法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、県外において介護職員等の業

務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入できるものとする。

3 第1項の「2年」の計算については、在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上とする他、介護職員等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めることができるものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

4 介護職員等の業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由（例えば育児休業等により規程第12条に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合を指す。）により介護職員等の業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、介護職員等の業務に従事しているものとして取り扱うものとする。

（返還の債務の裁量免除）

第6条 返還の債務の裁量免除については、次のとおりとする。

（1）規程第16条第1項の返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

（2）裁量免除の額は、県内において、規程第12条に規定する業務に従事した期間を、360日で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

（申請・届出等の書式）

第7条 この運営要領における手続きにおいて必要な様式は、別表のとおりとする。

（帳簿書類）

第8条 会長は、資金の取扱いに当たっては、事務分掌を明確に定め、次の帳簿書類を備え付け、常に責任の所在及び貸付業務の実施状況を明らかにしておかなければならない。

- （1）介護分野就職支援金貸付台帳
- （2）介護分野就職支援金貸付者管理票
- （3）総勘定元帳
- （4）収入伺・支出伺
- （5）預金通帳
- （6）貸付決定（不承認）通知書の写
- （7）償還金支払免除承認（不承認）通知書の写
- （8）財務諸表
- （9）その他会長が必要と認める帳簿書類

（経理の区分）

第9条 会長は、資金の貸付業務を行うに当たっては、公益事業会計におけるサービス区分を設け、明確に経理しなければならない。

(会計年度)

第10条 資金の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算及び決算)

第11条 会長は、毎会計年度当初に、貸付事業計画に要する費用に関する収支予算書を作成し、知事の承認を得なければならない。

2 会長は、毎会計年度終了後、2か月以内に決算を終了しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第12条 介護分野就職支援金貸付事業の資金は本貸付けの目的外に使用してはならない。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、この事業の取り扱いに関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この運営要領は、令和3年11月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この運営要領は、令和6年2月7日に一部改正し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 令和5年度までに貸付契約したものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この運営要領は、令和7年3月28日に一部改正し、令和7年4月1日から適用する。

別表

申請・届出等の様式

	様式	様式名	届出等提出時期
介護分野就職支援金	第1号様式	介護分野就職支援金貸付申請書	貸付の申請をするとき
	第2号様式	利用計画書	貸付の申請をするとき
	第3号様式	雇用(内定)証明書	貸付の申請をするとき
	第4号様式	介護分野就職支援金借用証書	就職支援金の貸付契約をするとき
	第5号様式	辞退届	貸付決定した就職支援金を辞退するとき
	第6号様式	住所・氏名・勤務先等変更届	借受人等の住所、氏名、勤務先を変更するとき
	第6号様式の2	連帯保証人変更申請書兼連帯保証書	連帯保証人の変更を申請するとき
	第7号様式	借受人死亡届	借受人が死亡したとき
	第8号様式	業務従事届(現況報告書・業務従事期間証明書)	従事したとき、1年ごとに3月末現在の現況を報告するとき、勤務先の変更があったとき
	第9号様式	返還猶予申請書	就職支援金の返還猶予を申請するとき
	第10号様式	返還届	就職支援金を返還しなければならなくなったとき
	第11号様式	返還免除申請書	就職支援金の返還の免除を申請するとき
	第12号様式	振込口座変更申請書	就職支援金の振込口座の変更をするとき